

くらしのかから版

ひたちなか市消費生活啓発推進員だより

第23号

2021.7

編集/発行

市消費生活啓発推進員
市消費生活センター

1面：成年年齢引き下げ 2面：消費者月間 3面：推進員・相談情報 4面：センター案内

大人になる
君へ

2022年4月から成年年齢が20歳から 18歳に引き下げられます！

ポイント①

悪質商法に気を付けよう！

新成年は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、安易に契約を結んでしまう傾向にあります。そんな新成年を狙い撃ちにする悪質な業者もいますので、気を付けましょう。多く見られる消費トラブルとして、「友人から儲かる話があるとと言われて、暗号資産への投資のような契約をした」「エステの中途解約を申し込んだが、支払い請求額が高すぎて納得できない」などの事例が見られます。契約する前によく考える、儲け話をうのみにしない、契約をせかされたらきっぱり断るなど注意が必要です。



ポイント②

クレジットカードの使い方に気を付けよう！



クレジットカードは、後で支払いができるという利用者の「信用」に基づいた契約です。カードの支払いには、一括払い・ボーナス払い・分割払い・リボリング払い(リボ払い)があります。3回以上の分割払いやリボ払いには、利用金額にプラスして手数料がかかります。

リボ払いは毎月の支払額が一定のため、借入残高が分かりにくく、無計画に買い物を繰り返すといつまでも支払いが終わらない状況を招くことがあるので、注意しましょう。うっかり引き落とし日を忘れて口座残高が不足すると、延滞することになってしまいます。延滞を放置すると、個人情報に傷がついて、今後住宅ローンが組めなくなったり、クレジットカードが作れなくなることがあります。

消費生活センターからのアドバイス

- ▼ 冷静になって、よく考えてから契約しましょう。
- ▼ 「必ず儲かる」話はありません。
- ▼ トラブルになったり、不安になったときは、自分で抱え込まず、早め早めの相談が大事です。
- ▼ 消費生活センターまたは、消費者ホットライン188まで相談してください。



消費者月間事業を実施しました！

昭和43年5月に「消費者保護基本法(現・消費者基本法)」が施行されたことから、5月は「消費者月間」に定められています。

ひたちなか市では、消費者月間事業として講演会、啓発パネル展示を行いました。

消費者月間講演会

笑って撃退！落語で学ぶ悪質商法

5月13日、ワークプラザ多目的ホールにて消費者月間講演会を行いました。今年は落語家の立川平林さんをお招きし、悪質商法の撃退法について、落語で楽しく教えて頂きました。

立川 平林

参加者のみなさんからたくさんの感想を頂きました！！

- ……想像力の欠如で詐欺に合ってしまうとのこと。常にアンテナを張りたい！
- ……じいさん・ばあさんのかけ合いが面白かった。
- ……色々な手口を知って、詐欺にだまされない自信がついた。
- ……だまされないために本当に必要なのは……
- 「判断力・注意力・想像力」という言葉が印象に残りました。
- ……あやしい電話には「合い言葉は？」と聞いてみる。
- ……詐欺ならその時点で電話を切るとのこと。すぐ使えそう！
- ……さすがの話術で楽しく聞くことができた。老後に向け、落語を聞いて想像力を鍛えたい！

パネル展示

消費者月間統一テーマ

『“消費”で築く新しい日常』



5月21日から28日までの一週間、市役所本庁舎1階市民ホールにて、啓発パネルの展示と、啓発パンフレットの配布を行いました。また、市内消費者団体である湊エコライフの会とひたちなか生活学校の活動紹介(パネル展示・作品紹介)もあわせて行いました。



・夏野菜たっぷりフリフリ汁



推進員 K さん



きゅうり
ズッキーニ
ピーマン
ナス
トマト
いんげん

食べやすい大きさに
切って油で炒める。
適量にめんつゆを加える。

薬味として薄切りに玉ねぎ、しそや
ゆで卵などをのせて、そうめんを頂
きます。お好みでごま油・ラー油も!



もったいないレシピ教えます



もったいない! 食べられるのに捨てられる「食品ロス」を減らそう



推進員 S さん



大根の葉が手に入った時は、「フリ
フリ汁」を作ります。ご飯にのせた
り、まぜておにぎりにしたり...。

大根の葉はゆでてみじん切りに
し、鍋に油を熱して炊める。しら
すやちりめんじゃこ、ゴマを加え
て砂糖と醤油で味付け。和風だし
を加えるとまるやかに...

作りすぎて余った料理は小分け
にして冷蔵庫、冷凍庫に保存。
食べる時に変化をつける。缶詰を
加えたり濃い味の食品を淡く野菜
を混ぜたり、フリかけ、ゴマやド
レッシング、生姜、わさび等使う。
オヤギの茎や大根葉も工夫する。

推進員 O さん



点検商法の相談が急増しています!

「近くで工事をするから声をかけたが、お宅の雨どいが壊れているからすぐに直した方がいい」「たまたま通りかかったら屋根が壊れているから声をかけた」などと言って勧誘を受けたという相談がひたちなか市で増えています。

契約をせかしたり、不安をあおる業者には注意してください。トラブルに巻き込まれた場合や不安になったときは、すぐに消費生活センターへご相談ください。



消費生活センターって どんなところ？

ひたちなか市消費生活センターでは、主に契約に関するトラブルや、その他消費生活に関する苦情などの相談を受け付けています。

相談窓口のほかに、啓発講座やイベントの開催、自治会やサロン等への講師派遣、消費者トラブルに関する情報提供も行っていますので、お気軽にご利用ください。

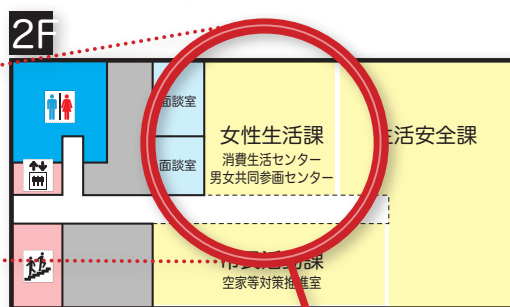


- ▶ 身に覚えのない請求が来た！パニック…
- ▶ 火災保険を使って自宅を修理しないかと言われたけど…
- ▶ 賃貸アパートの退去時にトラブルになってしまった…
- ▶ 市役所職員を名乗った人に電話で還付金があるとされた。本当？
- ▶ 借金があるけど、どこに相談したら良いんだろう？

消費生活センター案内図



ひたちなか市役所
ひたちなか市東石川2-10-1



第2分庁舎 2階



消費生活センター
オリジナルキャラクター

ちやあくん

消費生活に関して困ったこと、不安なことがあれば
お気軽にご相談ください！

平日：午前9時30分～正午、午後1時～4時30分

電話：029-273-0111 (内線3233)

※土曜・日曜・祝日は(電話)188にお掛けください。

講座を紹介します

ふれあい講座

自治会やサロン等のご依頼に応じて講師を派遣し、悪質商法の相談事例や対処法についてお話しします。

〈講座メニュー〉

- 講話
- 寸劇
- DVD上映
- 消費生活クイズ

※そのほか、ご希望に合わせて講座を行います。



くらしの講座

〈今後の予定〉

2021年	
8月	親子クッキング 防犯講座
10月	エシカル消費
11月	ハーブスプレーづくり
12月	消費生活相談員による講座
2022年	
2月	シニアのためのLINE講座
3月	シニアのためのスマホの使い方講座

※内容は変更になる可能性があります。